

令和3年度国立大学法人等施設整備の概算要求事業の選定の考え方

令和2年9月14日

国立大学法人等施設整備に関する検討会

令和3年度の概算要求事業については、「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」（平成28年3月29日文部科学大臣決定、以下「5か年計画」という）を踏まえつつ、次期国立大学法人等施設整備計画策定に向けた中間まとめ（令和2年7月 今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議）のポイントを取り入れて国立大学法人等の施設整備を計画的かつ重点的に推進するため、「令和3年度国立大学法人等施設整備の方向性」（令和2年5月21日）に基づき、以下1及び2の考え方に基いて行った評価において総合評価Sとなった事業の中から緊急性の高いものを選定する。

*PFI事業については、上記に基づく評価に加えPFIに係る専門の事項について評価を実施し、評価がSの事業を選定。

なお、具体的な概算要求事業については、本検討会での審議を踏まえ、文部科学省において、政府における概算要求の具体的な方針、予算の状況等を勘案しつつ決定する。

1. 一般事業の評価の考え方

「5か年計画」に示している3つの重点整備（①安全・安心な教育研究環境の基盤の整備、②国立大学等の機能強化等変化への対応、③サステナブル・キャンパスの形成）及び戦略的な施設マネジメントの視点からの事業ごとの評価に、多様な財源による整備状況、適正な事業執行等に関する法人ごとの評価を加味した総合評価とした。特に、法人統合や組織改編、新型コロナウイルス感染症への対応や経年・事故歴等の観点からより重要性が高いと考えられる事業、過年度に実施済みの事業に続けて実施すべきと考えられる事業、附属病院事業と一体的に実施することが効率的と考えられる事業を評価する。

2. 附属病院事業の評価の考え方

一般事業の評価の視点に加え、先端医療・地域医療等に対応した教育・研究・診療機能と経営基盤の強化に資する取組であり、再開発整備計画や地域医療ニーズ等を踏まえている事業を評価する。